

○国立大学法人埼玉大学教職員特定年俸制給与等規則

〔令和4年1月27日
規則第22号〕

改正 令和4.3.28 3規則67 令和4.11.24 4規則31
令和5.11.30 5規則39 令和6.11.28 6規則39

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第1項に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に勤務する特定年俸制の適用を受ける教職員（以下「特定年俸制適用教職員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者等)

第2条 特定年俸制適用教職員は、次に掲げる教職員（国立大学法人埼玉大学特定有期雇用教職員就業規則第3条第1項に規定する特定有期雇用教職員を除く。）とする。

- (1) 令和4年2月1日以降に採用された教授、准教授、講師、助教、総括U R A、主任U R A及びU R A
- (2) 国立大学法人埼玉大学教職員給与規則（以下「教職員給与規則」という。）に定める教育職本給表（一）の適用を受ける教職員のうち、特定年俸制適用教職員となることを希望し、学長が特定年俸制適用教職員となることを認めた者

2 前項第2号の規定により特定年俸制適用教職員となった場合は、再度、教職員給与規則に定める教育職本給表（一）の適用を受ける教職員となることはできない。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第4条 特定年俸制適用教職員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本年俸の12分の1を本給とする。
- (2) 業績給は、業績手当及び外部資金獲得手当とする。
- (3) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当及び研究代表者等特別手当とする。

(基本年俸の決定等)

第5条 特定年俸制適用教職員の受ける基本年俸の額は、別表に定める職務の級及び号給により決定する。ただし、雇用期間が1年に満たない場合における基本年

俸の額は、職務の級及び号給により決定される基本年俸の額を基準とし、当該雇用期間に応じて決定する。

2 職務の級及び号給は、その者の学歴、免許・資格、業務経験、業績、他の教職員との均衡及び予算を考慮して決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、別表に定める級号給以外の額を基本年俸の額として決定することができる。

4 前3項に規定するもののほか、基本年俸の決定等に関し必要な事項は、別に定める。

(昇格及び降格)

第6条 勤務成績が良好な特定年俸制適用教職員については、その者の資格に応じて、上位の職務の級に昇格させることができる。

2 特定年俸制適用教職員の勤務成績が著しく不良な場合は、下位の職務の級に降格させることができる。

(業績手当)

第7条 業績手当に関する事項は、別に定める。

(外部資金獲得手当)

第8条 外部資金獲得手当に関する事項は、別に定める。

(本給の調整額)

第9条 本給の調整額は、教職員給与規則第15条の規定を準用する。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、教職員給与規則第16条の規定を準用する。

(初任給調整手当)

第11条 初任給調整手当は、教職員給与規則第17条の規定を準用する

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、教職員給与規則第18条の規定を準用する。

(地域手当)

第13条 地域手当は、教職員給与規則第19条の規定を準用する

(住居手当)

第14条 住居手当は、教職員給与規則第20条の規定を準用する。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、教職員給与規則第21条の規定を準用する。

(単身赴任手当)

第16条 単身赴任手当は、教職員給与規則第22条の規定を準用する。

(特殊勤務手当)

第17条 特殊勤務手当は、教職員給与規則第23条の規定を準用する。

(管理職員特別勤務手当)

第 18 条 管理職員特別勤務手当は、教職員給与規則第26条の規定を準用する。

(超過勤務手当)

第 19 条 超過勤務手当は、教職員給与規則第27条の規定を準用する。

(深夜勤務手当)

第 20 条 深夜勤務手当は、教職員給与規則第27条の2の規定を準用する。

(期末手当相当額及び勤勉手当相当額)

第 21 条 特定年俸制適用教職員（引き続き他の国立大学法人等から本学の特定年俸制適用教職員となった場合で教職員給与規則に定める教育職本給表（一）相当の適用を受けていた場合を含む。）のうち、教職員給与規則に定める期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる勤続期間を有する者については、その期間に応じた期末手当相当額及び勤勉手当相当額を支給する。

2 期末手当相当額及び勤勉手当相当額は、教職員給与規則第29条及び第30条の規定を準用し、特定年俸制適用教職員となった日（以下「特定年俸制切替日」という。）の直前の職務の級及び号給等を基礎として、特定年俸制切替日以後の最初の基準日を基に、当該基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の教職員給与規則の適用を受けていた期間に応じて算定した額とする。

(研究代表者等特別手当)

第 21 条の 2 研究代表者等特別手当は、教職員給与規則第30条の2の規定を準用する。

(給与の支給日)

第 22 条 本給、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当及び深夜勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（毎月17日をいう。以下この項において同じ。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 業績手当は、6月30日及び12月10日に、外部資金獲得手当及び研究代表者等特別手当は、12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日に、土曜日に当たるときは、前日に支給する。

(給与の支払)

第 23 条 特定年俸制適用教職員の給与は、その全額を現金で、直接特定年俸制適

用教職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条の規定に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、特定年俸制適用教職員の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第24条 新たに特定年俸制適用教職員となった者には、その日から本給を支給し、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 特定年俸制適用教職員が離職したときは、その日までの本給を支給する。
- 3 特定年俸制適用教職員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当の月額の合計額を1年間に於ける1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第26条 この規則により勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第27条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(休職者の給与)

第28条 特定年俸制適用教職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、就業規則第14条第1項第1号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 特定年俸制適用教職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合に

は、その休職期間が1年に達するまでは、本給、業績手当（勤勉手当に相当する額を除く。）、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の80を支給することができる。

3 特定年俸制適用教職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。

4 特定年俸制適用教職員が学校、研究所、病院等の公共施設において、その者の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等の業務に従事することにより、就業規則第14条第1項第3号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の70並びに業績給の100分の100を支給することができる。

5 特定年俸制適用教職員が前4項に掲げる休職以外の休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、その都度定める。

（育児休業者等の給与）

第29条 労働時間等規則第23条の規定により育児休業等をする特定年俸制適用教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業をしている特定年俸制適用教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある特定年俸制適用教職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給することができる。

(3) 特定年俸制適用教職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第31条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業者等の給与）

第30条 労働時間等規則第24条の規定により介護休業等をする特定年俸制適用教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護休業をしている特定年俸制適用教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある特定年俸制適用教職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給することができる。

(3) 特定年俸制適用教職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の減額）

第31条 特定年俸制適用教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき

特に承認があった場合を除き、第25条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、特定年俸制適用教職員の給与に関し必要な事項は、教職員給与規則の適用を受ける教職員の例による。

(この規則により難い場合の措置)

第33条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 (令和4.3.28 3規則67)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.11.24 4規則31)

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和5.11.30 5規則39)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

附 則 (令和6.11.28 6規則39)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。

(基本年俸の額に関する経過措置)

2 令和6年12月1日から令和7年3月31日までの間における基本年俸の額は、附則別表第1に定める職務の級及び号給により決定する。

(号給の切替え)

3 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する特定年俸制適用教職員であって同日においてその者の職務の級が附則別表第2に掲げられているものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

附則別表第1（附則第2項関係）

2級			3級			4級			5級			6級			7級		
号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額
1	261,400	3,136,800	1	317,100	3,805,200	1	358,300	4,299,600	1	423,100	5,077,200	1	542,000	6,504,000	1	716,000	8,592,000
2	263,600	3,163,200	2	319,300	3,831,600	2	360,900	4,330,800	2	425,000	5,100,000	2	545,000	6,540,000	2	772,000	9,264,000
3	265,700	3,188,400	3	321,500	3,858,000	3	363,500	4,362,000	3	426,800	5,121,600	3	548,100	6,577,200	3	829,000	9,948,000
4	267,600	3,211,200	4	323,600	3,883,200	4	366,000	4,392,000	4	428,500	5,142,000	4	551,200	6,614,400	4	908,000	10,896,000
5	269,400	3,232,800	5	325,700	3,908,400	5	368,400	4,420,800	5	430,200	5,162,400	5	554,200	6,650,400			
6	270,900	3,250,800	6	327,600	3,931,200	6	370,800	4,449,600	6	432,100	5,185,200	6	556,600	6,679,200			
7	272,400	3,268,800	7	329,400	3,952,800	7	373,300	4,479,600	7	434,000	5,208,000	7	559,100	6,709,200			
8	273,900	3,286,800	8	331,200	3,974,400	8	375,700	4,508,400	8	435,800	5,229,600	8	561,500	6,738,000			
9	275,700	3,308,400	9	333,000	3,996,000	9	378,200	4,538,400	9	437,200	5,246,400	9	563,800	6,765,600			
10	277,700	3,332,400	10	334,900	4,018,800	10	380,700	4,568,400	10	439,100	5,269,200	10	565,600	6,787,200			
11	279,700	3,356,400	11	336,700	4,040,400	11	383,200	4,598,400	11	441,000	5,292,000	11	567,500	6,810,000			
12	281,700	3,380,400	12	338,500	4,062,000	12	385,600	4,627,200	12	442,900	5,314,800	12	569,400	6,832,800			
13	283,700	3,404,400	13	340,300	4,083,600	13	388,000	4,656,000	13	444,300	5,331,600	13	571,100	6,853,200			
14	285,900	3,430,800	14	341,900	4,102,800	14	389,600	4,675,200	14	446,200	5,354,400	14	572,500	6,870,000			
15	288,000	3,456,000	15	343,500	4,122,000	15	391,100	4,693,200	15	448,100	5,377,200	15	573,800	6,885,600			
16	290,100	3,481,200	16	345,000	4,140,000	16	392,600	4,711,200	16	450,000	5,400,000	16	575,000	6,900,000			
17	292,000	3,504,000	17	346,500	4,158,000	17	393,600	4,723,200	17	451,700	5,420,400	17	576,300	6,915,600			
18	294,700	3,536,400	18	348,100	4,177,200	18	395,300	4,743,600	18	453,500	5,442,000	18	577,100	6,925,200			
19	297,400	3,568,800	19	349,700	4,196,400	19	396,700	4,760,400	19	455,300	5,463,600	19	577,800	6,933,600			
20	300,000	3,600,000	20	351,300	4,215,600	20	398,000	4,776,000	20	457,100	5,485,200	20	578,500	6,942,000			
21	302,600	3,631,200	21	352,700	4,232,400	21	399,200	4,790,400	21	459,100	5,509,200	21	579,300	6,951,600			
22	305,000	3,660,000	22	354,700	4,256,400	22	400,200	4,802,400	22	461,300	5,535,600						
23	307,400	3,688,800	23	356,700	4,280,400	23	401,200	4,814,400	23	463,700	5,564,400						
24	309,600	3,715,200	24	358,700	4,304,400	24	402,200	4,826,400	24	466,000	5,592,000						
25	311,800	3,741,600	25	360,500	4,326,000	25	403,100	4,837,200	25	468,000	5,616,000						
26	313,800	3,765,600	26	362,100	4,345,200	26	404,200	4,850,400	26	470,100	5,641,200						
27	315,800	3,789,600	27	363,700	4,364,400	27	405,300	4,863,600	27	472,200	5,666,400						
28	317,800	3,813,600	28	365,300	4,383,600	28	406,400	4,876,800	28	474,200	5,690,400						
29	319,800	3,837,600	29	366,600	4,399,200	29	407,500	4,890,000	29	476,200	5,714,400						
30	321,700	3,860,400	30	368,100	4,417,200	30	408,600	4,903,200	30	478,500	5,742,000						
31	323,600	3,883,200	31	369,500	4,434,000	31	409,700	4,916,400	31	480,700	5,768,400						
32	325,500	3,906,000	32	370,800	4,449,600	32	410,800	4,929,600	32	482,600	5,791,200						
33	327,300	3,927,600	33	372,100	4,465,200	33	411,900	4,942,800	33	484,500	5,814,000						
34	329,200	3,950,400	34	373,300	4,479,600	34	413,000	4,956,000	34	486,600	5,839,200						
35	331,100	3,973,200	35	374,500	4,494,000	35	414,100	4,969,200	35	488,800	5,865,600						
36	333,000	3,996,000	36	375,600	4,507,200	36	415,300	4,983,600	36	490,800	5,889,600						
37	334,700	4,016,400	37	376,700	4,520,400	37	416,300	4,995,600	37	492,900	5,914,800						
38	335,900	4,030,800	38	378,100	4,537,200	38	417,400	5,008,800	38	494,900	5,938,800						
39	337,000	4,044,000	39	379,400	4,552,800	39	418,500	5,022,000	39	496,800	5,961,600						
40	338,100	4,057,200	40	380,700	4,568,400	40	419,700	5,036,400	40	498,700	5,984,400						
41	338,700	4,064,400	41	382,000	4,584,000	41	420,600	5,047,200	41	500,700	6,008,400						
42	339,100	4,069,200	42	383,300	4,599,600	42	421,700	5,060,400	42	502,600	6,031,200						
43	339,500	4,074,000	43	384,600	4,615,200	43	422,800	5,073,600	43	504,300	6,051,600						
44	339,900	4,078,800	44	385,900	4,630,800	44	423,800	5,085,600	44	506,200	6,074,400						
45	340,500	4,086,000	45	387,200	4,646,400	45	424,800	5,097,600	45	508,100	6,097,200						
46	341,000	4,092,000	46	388,400	4,660,800	46	425,900	5,110,800	46	509,900	6,118,800						
47	341,500	4,098,000	47	389,600	4,675,200	47	427,000	5,124,000	47	511,700	6,140,400						
48	341,900	4,102,800	48	390,700	4,688,400	48	428,100	5,137,200	48	513,500	6,162,000						
49	342,300	4,107,600	49	391,800	4,701,600	49	429,100	5,149,200	49	515,200	6,182,400						
50	342,700	4,112,400	50	393,000	4,716,000	50	430,300	5,163,600	50	516,900	6,202,800						
51	343,100	4,117,200	51	394,100	4,729,200	51	431,500	5,178,000	51	518,700	6,224,400						
52	343,500	4,122,000	52	395,200	4,742,400	52	432,700	5,192,400	52	520,500	6,246,000						
53	343,900	4,126,800	53	396,300	4,755,600	53	433,400	5,200,800	53	522,000	6,264,000						
54	344,300	4,131,600	54	397,500	4,770,000	54	434,300	5,211,600	54	523,600	6,283,200						
55	344,700	4,136,400	55	398,700	4,784,400	55	435,200	5,222,400	55	525,300	6,303,600						
56	345,100	4,141,200	56	399,800	4,797,600	56	436,000	5,232,000	56	526,900	6,322,800						
57	345,500	4,146,000	57	400,800	4,809,600	57	436,800	5,241,600	57	528,500	6,342,000						
58	345,900	4,150,800	58	401,800	4,821,600	58	437,700	5,252,400	58	529,800	6,357,600						
59	346,300	4,155,600	59	402,800	4,833,600	59	438,600	5,263,200	59	531,100	6,373,200						
60	346,700	4,160,400	60	403,700	4,844,400	60	439,400	5,272,800	60	532,300	6,387,600						
61	347,100	4,165,200	61	404,900	4,858,800	61	440,100	5,281,200	61	533,500	6,402,000						
62	347,500	4,170,000	62	406,300	4,875,600	62	441,000	5,292,000	62	534,500	6,414,000						
63	347,900	4,174,800	63	407,700	4,892,400	63	442,000	5,304,000	63	535,500	6,426,000						
64	348,300	4,179,600	64	409,100	4,909,200	64	442,900	5,314,800	64	536,500	6,438,000						
65	348,700	4,184,400	65	409,900	4,918,800	65	443,800	5,325,600	65	537,100	6,445,200						
66	349,100	4,189,200	66	410,900	4,930,800	66	444,700	5,336,400	66	538,000	6,456,000						
67	349,500	4,194,000	67	411,900	4,942,800	67	445,700	5,348,400	67	538,900	6,466,800						
68	349,900	4,198,800	68	413,000	4,956,000	68	446,600	5,359,200	68	539,800	6,477,600						
69	350,300	4,203,600	69	413,900	4,966,800	69	447,600	5,371,200	69	540,700	6,488,400						
70	350,800	4,209,600	70	414,700	4,976,400	70	448,600	5,383,200	70	541,500	6,498,000						
71	351,200	4,214,400	71	415,500	4,986,000	71	449,500	5,394,000	71	542,200	6,506,400						
72	351,600	4,219,200	72	416,200	4,994,400	72	450,500	5,406,000	72	542,700							

81	355,600	4,267,200	81	421,400	5,056,800	81	457,300	5,487,600	81	548,200	6,578,400
82	356,300	4,275,600	82	421,800	5,061,600	82	458,000	5,496,000			
83	357,000	4,284,000	83	422,100	5,065,200	83	458,300	5,499,600			
84	357,700	4,292,400	84	422,500	5,070,000	84	458,900	5,506,800			
85	358,300	4,299,600	85	422,800	5,073,600	85	459,300	5,511,600			
86	358,900	4,306,800	86	423,200	5,078,400	86	459,700	5,516,400			
87	359,500	4,314,000	87	423,600	5,083,200	87	460,100	5,521,200			
88	360,100	4,321,200	88	424,000	5,088,000	88	460,400	5,524,800			
89	360,600	4,327,200	89	424,300	5,091,600	89	460,700	5,528,400			
90	361,000	4,332,000	90	424,600	5,095,200	90	461,100	5,533,200			
91	361,400	4,336,800	91	425,000	5,100,000	91	461,500	5,538,000			
92	361,800	4,341,600	92	425,300	5,103,600	92	461,800	5,541,600			
93	362,200	4,346,400	93	425,600	5,107,200	93	462,100	5,545,200			
94	362,600	4,351,200	94	426,000	5,112,000	94	462,500	5,550,000			
95	363,100	4,357,200	95	426,300	5,115,600	95	462,800	5,553,600			
96	363,500	4,362,000	96	426,600	5,119,200	96	463,100	5,557,200			
97	364,100	4,369,200	97	426,900	5,122,800	97	463,400	5,560,800			
98	364,600	4,375,200	98	427,200	5,126,400	98	463,800	5,565,600			
99	365,000	4,380,000	99	427,500	5,130,000	99	464,100	5,569,200			
100	365,500	4,386,000	100	427,800	5,133,600	100	464,400	5,572,800			
101	365,900	4,390,800	101	428,100	5,137,200	101	464,700	5,576,400			
102	366,400	4,396,800	102	428,400	5,140,800						
103	366,700	4,400,400	103	428,700	5,144,400						
104	367,100	4,405,200	104	429,000	5,148,000						
105	367,600	4,411,200	105	429,300	5,151,600						
106	368,000	4,416,000	106	429,600	5,155,200						
107	368,500	4,422,000	107	429,900	5,158,800						
108	369,000	4,428,000	108	430,200	5,162,400						
109	369,400	4,432,800	109	430,500	5,166,000						
110	369,900	4,438,800	110	430,800	5,169,600						
111	370,300	4,443,600	111	431,100	5,173,200						
112	370,700	4,448,400	112	431,400	5,176,800						
113	371,100	4,453,200	113	431,700	5,180,400						
114	371,500	4,458,000	114	432,000	5,184,000						
115	371,900	4,462,800	115	432,300	5,187,600						
116	372,300	4,467,600	116	432,600	5,191,200						
117	372,700	4,472,400	117	432,800	5,193,600						
118	373,100	4,477,200									
119	373,500	4,482,000									
120	373,900	4,486,800									
121	374,200	4,490,400									
122	374,600	4,495,200									
123	375,100	4,501,200									
124	375,400	4,504,800									
125	375,800	4,509,600									
126	376,300	4,515,600									
127	376,800	4,521,600									
128	377,200	4,526,400									
129	377,600	4,531,200									
130	378,100	4,537,200									
131	378,600	4,543,200									
132	379,100	4,549,200									
133	379,600	4,555,200									
134	380,100	4,561,200									
135	380,600	4,567,200									
136	381,100	4,573,200									
137	381,600	4,579,200									
138	382,100	4,585,200									
139	382,600	4,591,200									
140	383,100	4,597,200									
141	383,600	4,603,200									

備考 7級は、ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エッジノバラ公賞、日本芸術院賞の受賞者又はこれらの賞に相当する賞の受賞者であつて、別に学長が指定する者に適用する。

附則別表第2（附則第3項関係）

	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

別表)

2級			3級			4級			5級			6級			7級		
号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額
1	261,400	3,136,800	1	340,300	4,083,600	1	393,600	4,723,200	1	466,000	5,592,000	1	563,800	6,765,600	1	716,000	8,592,000
2	263,600	3,163,200	2	341,900	4,102,800	2	395,300	4,743,600	2	474,200	5,690,400	2	571,100	6,853,200	2	772,000	9,264,000
3	265,700	3,188,400	3	343,500	4,122,000	3	396,700	4,760,400	3	482,600	5,791,200	3	577,100	6,925,200	3	829,000	9,948,000
4	267,600	3,211,200	4	345,000	4,140,000	4	398,000	4,776,000	4	490,800	5,889,600	4	582,100	6,985,200	4	908,000	10,896,000
5	269,400	3,232,800	5	346,500	4,158,000	5	399,200	4,790,400	5	498,700	5,984,400	5	586,100	7,033,200			
6	270,900	3,250,800	6	348,100	4,177,200	6	400,200	4,802,400	6	506,200	6,074,400	6	589,100	7,069,200			
7	272,400	3,268,800	7	349,700	4,196,400	7	401,200	4,814,400	7	513,500	6,162,000	7	591,400	7,096,800			
8	273,900	3,286,800	8	351,300	4,215,600	8	402,200	4,826,400	8	520,500	6,246,000	8	593,400	7,120,800			
9	275,700	3,308,400	9	352,700	4,232,400	9	403,100	4,837,200	9	526,900	6,322,800						
10	277,700	3,332,400	10	354,700	4,256,400	10	404,200	4,850,400	10	532,300	6,387,600						
11	279,700	3,356,400	11	356,700	4,280,400	11	405,300	4,863,600	11	537,100	6,445,200						
12	281,700	3,380,400	12	358,700	4,304,400	12	406,400	4,876,800	12	541,500	6,498,000						
13	283,700	3,404,400	13	360,500	4,326,000	13	407,500	4,890,000	13	544,700	6,536,400						
14	285,900	3,430,800	14	362,100	4,345,200	14	408,600	4,903,200	14	547,600	6,571,200						
15	288,000	3,456,000	15	363,700	4,364,400	15	409,700	4,916,400	15	550,400	6,604,800						
16	290,100	3,481,200	16	365,300	4,383,600	16	410,800	4,929,600	16	552,800	6,633,600						
17	292,000	3,504,000	17	366,600	4,399,200	17	411,900	4,942,800	17	554,800	6,657,600						
18	294,700	3,536,400	18	368,100	4,417,200	18	413,000	4,956,000									
19	297,400	3,568,800	19	369,500	4,434,000	19	414,100	4,969,200									
20	300,000	3,600,000	20	370,800	4,449,600	20	415,300	4,983,600									
21	302,600	3,631,200	21	372,100	4,465,200	21	416,300	4,995,600									
22	305,000	3,660,000	22	373,300	4,479,600	22	417,400	5,008,800									
23	307,400	3,688,800	23	374,500	4,494,000	23	418,500	5,022,000									
24	309,600	3,715,200	24	375,600	4,507,200	24	419,700	5,036,400									

8 1	355,600	4,267,200	8 1	425,600	5,107,200	8 1	463,400	5,560,800
8 2	356,300	4,275,600	8 2	426,000	5,112,000	8 2	463,800	5,565,600
8 3	357,000	4,284,000	8 3	426,300	5,115,600	8 3	464,100	5,569,200
8 4	357,700	4,292,400	8 4	426,600	5,119,200	8 4	464,400	5,572,800
8 5	358,300	4,299,600	8 5	426,900	5,122,800	8 5	464,700	5,576,400
8 6	358,900	4,306,800	8 6	427,200	5,126,400			
8 7	359,500	4,314,000	8 7	427,500	5,130,000			
8 8	360,100	4,321,200	8 8	427,800	5,133,600			
8 9	360,600	4,327,200	8 9	428,100	5,137,200			
9 0	361,000	4,332,000	9 0	428,400	5,140,800			
9 1	361,400	4,336,800	9 1	428,700	5,144,400			
9 2	361,800	4,341,600	9 2	429,000	5,148,000			
9 3	362,200	4,346,400	9 3	429,300	5,151,600			
9 4	362,600	4,351,200	9 4	429,600	5,155,200			
9 5	363,100	4,357,200	9 5	429,900	5,158,800			
9 6	363,500	4,362,000	9 6	430,200	5,162,400			
9 7	364,100	4,369,200	9 7	430,500	5,166,000			
9 8	364,600	4,375,200	9 8	430,800	5,169,600			
9 9	365,000	4,380,000	9 9	431,100	5,173,200			
1 0 0	365,500	4,386,000	1 0 0	431,400	5,176,800			
1 0 1	365,900	4,390,800	1 0 1	431,700	5,180,400			
1 0 2	366,400	4,396,800	1 0 2	432,000	5,184,000			
1 0 3	366,700	4,400,400	1 0 3	432,300	5,187,600			
1 0 4	367,100	4,405,200	1 0 4	432,600	5,191,200			
1 0 5	367,600	4,411,200	1 0 5	432,800	5,193,600			
1 0 6	368,000	4,416,000						
1 0 7	368,500	4,422,000						
1 0 8	369,000	4,428,000						
1 0 9	369,400	4,432,800						
1 1 0	369,900	4,438,800						
1 1 1	370,300	4,443,600						
1 1 2	370,700	4,448,400						
1 1 3	371,100	4,453,200						
1 1 4	371,500	4,458,000						
1 1 5	371,900	4,462,800						
1 1 6	372,300	4,467,600						
1 1 7	372,700	4,472,400						
1 1 8	373,100	4,477,200						
1 1 9	373,500	4,482,000						
1 2 0	373,900	4,486,800						
1 2 1	374,200	4,490,400						
1 2 2	374,600	4,495,200						
1 2 3	375,100	4,501,200						
1 2 4	375,400	4,504,800						
1 2 5	375,800	4,509,600						
1 2 6	376,300	4,515,600						
1 2 7	376,800	4,521,600						
1 2 8	377,200	4,526,400						
1 2 9	377,600	4,531,200						
1 3 0	378,100	4,537,200						
1 3 1	378,600	4,543,200						
1 3 2	379,100	4,549,200						
1 3 3	379,600	4,555,200						
1 3 4	380,100	4,561,200						
1 3 5	380,600	4,567,200						
1 3 6	381,100	4,573,200						
1 3 7	381,600	4,579,200						
1 3 8	382,100	4,585,200						
1 3 9	382,600	4,591,200						
1 4 0	383,100	4,597,200						
1 4 1	383,600	4,603,200						

備考 7 級は、ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞、日本芸術院賞の受賞者又はこれらの賞に相当する賞の受賞者であって、別に学長が指定する者に適用する。